

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進や軽自動車保有関係手続のワンストップ化に取り組むこととされていることから、自動車の O S S 手続の拡充のため、関係省庁において検討してきた。

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）においては、同法第 1 条の 2 の規定により、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（電磁的記録を含む。）の作成は行政書士の業務とされているが、同法第 19 条第 1 項ただし書における行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号。以下「規則」という。）で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として同規則で定める者が電磁的記録を作成する場合は、同法第 1 条の 2 の適用除外とされている。

今回、O S S 手続の拡充に際し、手続として新たに軽自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条第 1 項に規定する継続検査の申請を指定し、その手続を行う者として、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）を指定する。

2 改正内容

(1) 「定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続」の指定【規則第 20 条第 1 項関係】

- ・ 今般の O S S 手続の拡充に合わせ、次の対象車両及び申請に係る手続きを指定する。

＜対象車両＞

検査の際に車両の提示が省略できる軽自動車であること

（道路運送車両法第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車であって、同法第 94 条の 5 第 1 項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したもの）

＜対象手続＞

継続検査（車両検査）の手続

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第 62 条第 1 項に規定する継続検査の申請）

(2) 「当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」の指定【規則第 20 条第 2 項関係】

- ・ 自販連、日整連及び全軽自協を指定する。

3 公布日及び施行期日

公布日：平成 31 年 4 月 26 日

施行日：平成 31 年 5 月 7 日